

認定こども園 施設概要（教育及び保育・子育て支援事業・管理運営等）

認定こども園の名称	認定こども園立正幼稚園		認定こども園の長の氏名	中谷 泰子
認定こども園の所在地	〒646-0029 和歌山県田辺市東陽15番30号 (電話) 0739-22-2129 (ファックス) 0739-22-7044 (メールアドレス) r i s s h o u @ v m . a i k i s . o r . j p			
認定こども園の類型	幼保連携型		設置者	学校法人 立正学園
運営開始年月日	平成27年 3月31日			
施設において保育する子どもの人数 <small>(5月1日時点の実際の在籍している数)</small>	保育認定（標準時間・短時間） 2号認定・3号認定		教育標準時間認定 1号認定	
	0歳	1名		
	1歳	17名		
	2歳	29名		
	3歳	27名		7名
	4歳	26名		10名
	5歳	46名		11名
合計		146名		28名
保育時間等	区分		保育認定（標準時間・短時間）	
	通常の保育時間	平日	標準 7:00～18:00 短 8:30～16:30	
		土曜日	標準 7:00～18:00 短 8:30～16:30	
		日・祝日	休園	
	延長（預かり）保育の実施時間	標準 18:00～19:00 短時間 7:00～8:30 16:30～19:00		登園日 7:30～8:30 14:00～17:00 長期休暇 7:30～17:00
		12月29日～31日 1月 2日～ 3日		春休み 4月 1日～4月 7日 夏休み 7月 21日～8月 22日 冬休み 12月 21日～1月 10日 春休み 3月 19日～3月 31日
	気象警報発令時の対応	暴風警報	発令されている間は自宅待機 ＊但し、自宅待機が困難な場合は保育を行う 解除された場合は自由登園 ＊但し、解除後1時間経過してから登園。 午前9時以降に解除した場合、弁当持参とする。	
		大雨洪水高潮警報	原則的に受入れるが、地域の状況に応じて臨時休園となる場合がある。	
		津波警報	登園時発令…臨時休園 保育中発令…直ちに避難	

教育・保育の目標	<p>子どもは無限の可能性を秘めており、生涯にわたる人間形成の重要な時期である乳児期において、遊びや生活を通して、知・情・体の調和のとれた「生きる力」の基礎を培う。また、子どもが健康かつ安全に育つ環境を整え、子どもの人権や主体性を尊重しながら、たくましく健全な心身・他者への思いやりの気持ち・生命の尊さを感じる心・自発的で積極的な行動、豊かな自己表現力を育む。</p>		
	<p>子どもの育ちは連続しつつも、一人一人が異なるスピードで進んでいくことを考慮して、集団保育のなかでは生活および遊びを通して個々の発達に留意し指導を行う。</p> <p>家庭とは日常的に子どもに関する情報交換を行い、家庭との園で日々の子どもの状況を把握・共有するとともに、家庭での生活から集団生活に無理なく繋げられるように、家庭との連携・協力を図る。</p>		
日々の教育及び保育の指導における留意点	<p>家庭環境や生活様式の相違、集団生活の経験年数の差、心身の発達の多様性等をふまえ、個々の発達の特性や課題に応じた援助を工夫し指導を進める。</p> <p>子どもの健康状態、家庭環境や発達の状況等から特に配慮を要する子どもについては、家庭との連携等によりその状況を的確に把握するとともに、専門機関との連携なども含めて、適切と考えられる環境のもとで健やかな育ちが図られるよう留意する。</p> <p>家庭環境の相違による食習慣の差異に配慮しつつ、健全な食習慣の定着を促す。</p>		
小学校との連携に関する取組内容	<p>小学校教育への円滑な接続に向けて教育および保育内容の工夫を図る。</p> <p>近隣小学校とは、新入学交流会や合同避難訓練・小学生による園見学等の実施を通じて積極的に交流を行う。</p> <p>小学校教育での育ちを支えるための資料（指導要録抄本等）の送付や申送りによって連携を強化し、子どもの状況に関する情報を交換・共有し相互理解を深める。</p>		
一日の活動	保育認定（標準時間・短時間）	教育標準時間認定	
	3号認定	2号認定	1号認定
	7:00 開園 （9:00 最終登園時間）	通常保育 （9:00 最終登園時間）	7:30 受入開始 7:30～8:30 早朝預かり保育 （9:00 最終登園時間）
	11:00～給食	通常保育 16:30～19:00（短時間・延長保育） 18:00～19:00（標準・延長保育） 19:00 閉園	共通の保育 (教育時間 10:00～14:00) 11:30～給食（学年によって多少前後する） 14:00～降園開始 14:00～17:00 一時預かり保育 (対象：在園児)

	事業内容及び対象者	実施頻度
子育て支援事業	①子育て相談 (対象：地域の乳幼児を育てる家庭の親)	随時
	②園庭・園舎開放 (対象：地域の未就園児を育てる家庭の親と子) ア) 相互交流を行う場所を開放し、子育てに関する情報や遊び場を提供する。 イ) 通常の園庭・園舎開放のほかに、年に4回季節に応じたテーマを設定して交流と遊び場を提供する。	ア) 月～金曜日 10:00～14:30 イ) 年4回

推進委員の配置

	担当者名	主な推進方針
人権教育推進員	中谷泰子	子どもの人権に十分に配慮し、一人一人を大切にした教育・保育を行うことを目的に、職員へ研修を実施する。
		家庭環境により特に見守りの必要な子どもや障害児に対する教職員の理解を深め、人権意識や知識、技術の向上を図り、適切な指導を行う。
		心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施し、子ども一人一人の「人権を大切にする心」を育てる。
		同和問題も含め、人権問題に関する教育啓発活動を推進する。
安全管理対策推進員	中谷大治	関係機関の協力の下、教職員を対象に訓練・研修を行い、防犯に関する知識の習得に努める。
		養護職員との連携により、衛生管理について職員研修を行う。特に感染症等の蔓延防止に必要な措置については研修を強化する。
		施設の環境整備については、教職員に機材・遊具・教材等の使用方法等の周知徹底を図り、教職員の共通理解や体制作りを行うことにより日常的な安全管理を徹底する。
		遊具や教材等の安全管理の一環として、自主点検以外に販売者による定期的な点検を受ける。
非常災害対策推進員	河合桂子	園舎の立地環境を考慮し、地震・津波被害を想定した避難訓練を重点的に行う。また、避難路の日常的な整備に努める。
		保護者を対象に避難路見学を行い、津波災害に関する啓発を行う。
		消防機関等への速やかな通報体制や地域住民との連携を維持するため、教職員に対して防災対策の周知徹底を図る。